

資料2

君津市子ども・子育て支援計画 の概要について

令和元年11月19日

君津市保健福祉部子育て支援課

1 計画策定の背景

近年の出生率の低下に伴う少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、都市部における待機児童問題、仕事と子育てを両立する難しさなどの問題に迅速に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての地方公共団体に、「次世代育成支援行動計画」の策定が義務付けられた。

しかし、依然として少子化は進行しており、子ども・子育て支援体制が十分でないことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これに基づき幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援を総合的に推進するため、5年間を1期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他の子ども・子育て支援法に基づき業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援計画」を策定することとなった。

【根拠法令抜粋】

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の目的

平成27年4月から施行された新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた各施策及び事業を定め、本市の子ども・子育て支援施策を計画的に推進することを目的とする。

3 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間とする。

| | 平成 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | |
|-----------------------|----------------|------|------|------|----------|----------------|------|------|------|-----------|--|
| 次世代育成支援対策 推進法による計画 | 君津市次世代育成支援行動計画 | | | | | 評価 | | | | | |
| 子ども・子育て支援 法による計画 | | | | | 計画 策定 | 君津市子ども・子育て支援計画 | | | | | |

なお、社会、経済状況の変化や子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 基本理念

「子どもが心身ともに健やかに育ち、家庭と地域が協力して子育てのできるまち きみつ」

5 基本方針（計画の視点）

基本理念に基づき、3つの視点に立ち、計画を推進する。

- 基本方針1 子どもが健やかに育つ
- 基本方針2 家庭で育てる
- 基本方針3 地域で育てる

6 基本目標

基本理念と基本方針に基づき、4つの基本目標を設定し、施策を展開する。

- 基本目標1 地域で子育て家庭を支援するまちづくり
- 基本目標2 子どもを健やかに生み育てるまちづくり
- 基本目標3 次代を担う、心身ともにたくましい子どもを育むまちづくり
- 基本目標4 子どもが安心安全に育つまちづくり

7 施策の体系・展開 ※網掛け部分は重点事業として設定

| | |
|--|--|
| <p>基本目標1 地域で子育て家庭を支援するまちづくり</p> | <p>主要課題1：情報提供・相談体制の充実</p> <p>1 子育て支援相談室の充実 2 子育て支援関連ホームページの運営 3 育児相談体制の充実 4 子育て情報の提供</p> |
| | <p>主要課題2：教育・保育サービスの充実</p> <p>5～7 施設型給付によるサービス提供（認定こども園）、（幼稚園）、（保育園） 8 保育園施設整備事業 9 民間保育園の運営支援 10 家庭的保育事業（保育ママ） 11 事業所内保育 12 小規模保育 13 居宅訪問型保育</p> |
| | <p>主要課題3：子育て支援事業の充実</p> <p>14 時間外保育事業（延長保育） 15 一時預かり保育事業 16 休日保育事業 17 病児・病後児保育事業 18 ファミリー・サポート・センター事業 19 子だから祝金給付事業 20 児童手当給付事業 21 児童扶養手当給付事業 22 幼稚園就園奨励費補助事業 23 奨学金貸付事業 24 認可外保育施設利用者補助金 25 母子・父子自立支援事業 26 地域子育て支援拠点事業 27 実費徴収に係る補足給付を行う事業 28 多様な主体の参入促進事業 29 子育て短期支援事業 30 利用者支援事業 31 乳児家庭全戸訪問事業</p> |
| | <p>主要課題4：地域子育て力の向上</p> <p>32 家庭教育学級の充実 33 保育園・幼稚園の園庭開放 34 子どもの遊び場管理事業 35 地域住民と子どもとのふれあい機会の創出 36 学校教育ボランティア活用事業 37 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>主要課題5：障害児への支援</p> <p>38 幼児ことばの相談 39 障害児保育事業 40 特別支援教育推進事業 41 障害児通所支援事業 42 障害児相談支援事業</p> |
| <p>基本目標2 子どもを健やかに 生み育てるまちづくり</p> | <p>主要課題1：保健体制の充実</p> <p>43 母子健康手帳交付 44 妊婦健康診査 45 乳児健康診査 46 1歳6ヶ月児・3歳児健康診査 47 マタニティクラス 48 両親学級 49 母子保健推進員による活動</p> <p>主要課題2：子どもへの健康支援</p> <p>50 赤ちゃん育児相談 51 未熟児健康相談 52 子どもの発達相談 53 幼児健康相談 54 むし歯予防教室 55 食育指導</p> <p>主要課題3：小児医療の充実</p> <p>56 小児医療体制の充実 57 未熟児医療給付事業 58 子ども医療費助成事業</p> |
| <p>基本目標3 次代を担う、 心身ともにたくましい 子どもを育むまちづくり</p> | <p>主要課題1：学校教育の充実</p> <p>59 英語教育推進事業 60 体力向上プロジェクト推進事業 61 道徳・人権教育推進事業 62 学力向上推進事業 63 自然体験学習推進事業 64 学校給食運営事業</p> <p>主要課題2：児童の健全育成</p> <p>65 放課後児童クラブ等の運営支援の充実 66 放課後こども教室事業</p> |

| | |
|--|--|
| | 67 キャリア教育推進事業 68 子どもの読書活動推進事業 69 育成したボランティアとの協働での児童サービスの実施 70 青少年健全育成支援事業 |
|--|--|

| | |
|--------------------------------------|--|
| 基本目標4 子どもが安心安全に育つ まちづくり | 主要課題1：子どもの安全確保 |
| | 71 子どもの安全確保教育プログラム実践事業 72 学校と地域の連携の取組強化 73 防犯パトロールの推進 74 防災意識の啓発 75 防災教育推進事業 |
| | 主要課題2：児童虐待防止対策の充実 |
| | 76 子どもを守る地域ネットワーク 77 養育支援訪問事業 |

8 子ども・子育て支援新制度への対応

新制度の目的 ●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

●保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

●地域の子ども・子育て支援の充実

⇒ 子ども・子育て支援充実のために、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込みや確保方策を定める。

新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。

